

会員制ファンクラブ「かがみの里山健康クラブ」会員規約

(名称)

第1条 この会員制ファンクラブの名称を「かがみの里山健康クラブ」（以下ファンクラブという。）と称する。

(主旨・目的)

第2条 ファンクラブは鏡野町を愛する者（個人）に対し、本ファンクラブを通じてさまざまな特典やサービスを提供するとともに、“健康の町かがみの”のファン拡大に向けて地域活性化及び会員活動の円滑化を図ることを目的とする。

(事務局)

第3条 ファンクラブの事務局は、岡山県苫田郡鏡野町河内 60-8 奥津湖総合案内所「みずの郷奥津湖」広報展示館内の健康の町かがみのプロモーション本部に置く。

(運営・管理)

第4条 ファンクラブの運営は、健康の町かがみのプロモーション本部がその運営・管理を行う。

(会員)

第5条 ファンクラブは、健康のまち鏡野町を愛着をもって応援し、本規約を承認の上入会手続きを行った日本国内に住所を有する18歳以上の個人を言い、事務局から「会員証」が渡されたときに会員資格を取得するものとする。

(入会金・年会費)

第6条 無料とする。

(会員証)

第7条 会員には「かがみの里山健康クラブ」会員証（以下、「会員証」という。）を発行する。

2. 会員証の紛失、盗難等があった場合は事務局へ連絡すること。
3. 会員証は本人またはその家族以外の方に貸与したり譲渡することはできない。

(特典の利用)

第8条 会員は、会員証の提示または、ファンクラブが定めた方法により、会員であることが確認できた場合にのみ特典を受けることができる。

(損害賠償)

第9条 事務局は、「ファンクラブ」の運営に関して生じた会員の損害等すべてに対し、いかなる責任も負わず、また一切の損害を賠償する義務がないものとする。また会員サービスの利用に関して第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任で解決し、事務局に損害を与えないものとする。

(退会及び会員資格の取り消し)

第10条 次に該当する場合、会員は、ファンクラブを退会及び会員資格の取り消しするものとする。

- (1) 会員より退会の申し出があった場合
- (2) 会員が死亡した場合
- (3) 入会申込書に虚偽の記載があった場合
- (4) ファンクラブの活動の妨げとなる行為があった場合
- (5) その他、事務局が会員として不相当と判断した場合

(届出事項の変更)

第11条 会員の届出事項（住所・氏名・電話番号等）に変更が生じた場合は速やかに事務局に届出なければならぬ。届出がない場合は、郵便物が未着でも事務局は責任を負わない。

(会員情報の取り扱い)

第12条 会員の氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、携帯電話番号、メールアドレス等の個人情報（以下「会員情報」という）の取り扱いは、会員特典、観光情報等の提供、事務局からの連絡等に利用する。

第三者へも提供いたしません。ただし、法令により認められる場合は、第三者に会員情報を提供することがあります。

2. 会員情報は、事務局で厳重に管理・保管し、当事務局が定める時期に適切な方法により廃棄処分いたします。

3. 本規約に定めのない事項及び運営上必要な事項については事務局が別に定めるものとする。

(規約の改正等)

第13条 事務局は、ファンクラブ運営上不都合が生じた場合は、規約を改正する事ができる。

(附則)

この規約は、平成29年3月1日から施行する。

平成30年4月1日規約の一部を追加、改正をする。

平成30年6月13日規約の一部を追加する。

平成31年4月1日規約第5条の一部改訂する。

令和2年4月1日規約第3条、第5条及び【お問合せ】の一部改訂する。

【お問合せ】かがみの里山健康クラブ事務局

〒708-0431 岡山県苫田郡鏡野町河内 60-8

奥津湖総合案内所「みずの郷奥津湖」広報展示室内

健康の町かがみのプロモーション本部

TEL 0868-52-9100 FAX 0868-52-9101

E-mail club@kagamino.holiday